

# あきた商工会議所報チラシ同封サービス「とくとく情報便」運用規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、秋田商工会議所（以下「商工会議所」という。）が発行する「あきた商工会議所報」（以下「所報」という。）を会員企業等に送付する際実施するチラシ同封サービス「とくとく情報便」について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 とくとく情報便は、所報（毎月10日発行）に会員企業の販売促進のためのチラシ等を同封することにより会員企業の発展に資することを目的とし、同封するチラシ等およびその内容、また作成責任を有する会員企業について信用を与えるものではない。

## (利用者)

第3条 とくとく情報便の利用者は、原則として商工会議所会員とし、会員以外の利用は原則として認めない。

## (遵守事項)

第4条 とくとく情報便のチラシ等の内容は、次の各号をいずれも遵守するものとし、次の各号に反すると認められる場合、会員情報便の利用は認めない。

- (1) 公序良俗に反しないこと
- (2) 関係法規に違反しないこと
- (3) 誤解を与える恐れがないこと
- (4) 他の商工会議所会員、消費者に不利益を与える恐れがないこと
- (5) その他、商工会議所の事業活動上、支障の無いこと

## (チラシ等の内容責任)

第5条 とくとく情報便のチラシ等の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

- 2 とくとく情報便に関する手続き上のトラブルは、双方誠意をもって対応すること。また、とくとく情報便により生じた取引上のトラブル等について、商工会議所は一切の責任を負わない。

## (利用料金)

第6条 とくとく情報便の利用料金は、別表第1に定める利用料と封入手数料とする。

- 2 とくとく情報便の利用希望者は、利用を希望する前月の10日まで、別に定める「運用規程の同意

書及び利用申込書」(以下「利用申込書」という。)を提出し、とくとく情報便を利用した所報発行月の末日まで納入しなければならない。

- 3 利用回数により、別表第2に定める割引率を適用し、利用総額から割引する。
- 4 割引料金の適用を受けた場合、途中で掲載回数を減らすことはできない。

(チラシ等の仕様)

第7条 とくとく情報便に同封するチラシ等は、原則としてB5判、A4判サイズとし、B4判、A3判等の場合は規定の大きさ以下に折りたたんだうえで納品するものとする。

(納品)

第8条 利用申込書を提出後、遵守事項に反しないと確認された利用者は、各自で必要部数のチラシ等を用意し、利用を希望する前月末日まで商工会議所の所定場所に納品する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、専務理事が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 第6条の改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 料金表（第6条関係）

|   | チラシ等のサイズ              | 利用料・封入手数料    | 備 考   |
|---|-----------------------|--------------|---|
| ① | A4判1枚                 | 合わせて50,000円  | ◇片面・両面印刷等の区別なくサイズで利用料は同一<br>◇一回に同封するチラシが複数枚数の場合は、枚数を乗じた金額<br>◇不定形の場合は要・相談 |
| ② | B5判1枚                 |              |   |
| ③ | A3判2つ折り1枚             | 合わせて70,000円  |   |
| ④ | B4判2つ折り1枚             |              |   |
| ⑤ | A4サイズ以下のパンフレット(10頁以下) | 合わせて90,000円  |   |
| ⑥ | A4サイズ以下のパンフレット(11頁以上) | 合わせて110,000円 |   |

上記金額に消費税を付加する

別表第2 割引率（第6条関係）

| 利用回数   | 割引率 | 備 考           |
|--------|-----|---------------|
| 年3回以上  | 5%  | ◇利用総額からの割引とする |
| 年6回以上  | 10% |               |
| 年12回利用 | 20% |               |